# 第5回法務本省等契約監視会議議事概要

開催日 平成21年6月30日(火)

場所法務省大臣官房会計課会議室

委員 野村豊弘 (学習院大学法学部教授)

前 田 雅 英 (首都大学東京法科大学院教授)

箕 輪 幸 人 (フジテレビジョン解説委員)

審議対象契約 法務本省等が平成20年12月から平成21年3月までに締結した契約,一般競争入札案件155件及び随意契約案件(少額随意契約を除く。)26件

議事等 <第5回における重点検討対象契約について>

- 1 一般競争入札で1者応札であった契約案件「2件(①, ②)]
  - ① 地図情報システムの図面目録作成機能追加開発 一式
    - (一般競争入札(政府調達・最低価格落札方式))

契約金額 104,790,000円

支出負担行為担当官 官房会計課長

- ② 中央合同庁舎第6号館A棟空調設備自動制御装置更新作業 一式
  - (一般競争入札 (最低価格落札方式))

契約金額 7,140,000円

支出負担行為担当官 官房会計課長

2 現行成年後見登記システムから次期成年後見登記システムへの移行に伴う 移行データ抽出変換作業等 一式 (随意契約 (政府調達))

契約金額 21,000,000円

支出負担行為担当官 官房会計課長

- 3 低入札価格調査実施案件〔3件(①~③)〕
  - ① 効果的・効率的な P F I 事業等民間委託実施のための刑事施設 B P R 調査 一式

契約金額 14,280,000円

支出負担行為担当官 官房会計課長

② 更生保護情報通信ネットワークにおけるセキュリティホール対策システム構築作業 一式

契約金額 4,725,000円

支出負担行為担当官 官房会計課長

③ 国籍事務処理システムの設計・開発 一式

契約金額 10,084,830円

支出負担行為担当官 官房会計課長

4 催淚弹発射機(小型) 187丁(一般競争契約(最低価格落札方式))

契約金額 9,112,603円

支出負担行為担当官 官房会計課長

5 催涙弾発射機(大型) 1 0 1 丁(一般競争契約(政府調達・最低価格落札 方式)

契約金額 18,090,458円

支出負担行為担当官 官房会計課長

6 催淚弾発射機(中型) 8 3 丁(一般競争契約(政府調達·最低価格落札方式)

契約金額 12,331,376円

支出負担行為担当官 官房会計課長

7 人権擁護委員管理システム改修用機器 一式(一般競争契約(最低価格落 札方式)

契約金額 5,336,160円

支出負担行為担当官 官房会計課長

8 最高裁判所民事判例集の電子化作業 一式(一般競争契約(最低価格落札 方式)

> 契約金額 1,633,275円 支出負担行為担当官 官房会計課長

# <質疑> 主な質問事項は以下のとおりである。

質問事項	回答・説明
重点検討対象契約1-①について	
当該システムを構築した者でな	当該システムの詳細設計書等を公開
くても,本件作業は可能であった	することにより、システム構築した者
か。	以外の者も対応可能としたが,他の応
	札者がなかったものである。
重点検討対象契約1-②について	
落札率が低い (61.7%) のはな	落札者は、当該設備の保守業者であ
ぜか。	り、本件業務に必要な情報を有してお
	り、関連機材等の情報収集が不要であ

ったため、コスト削減が可能となり、 市場価格よりも低い価格で入札できた ものと思われる。

## 重点検討対象契約2について

今後はシステム自体が汎用化されるのか。

データベースの言語もオープンなものに変更する上,文字コードもユニコードという世界でも半数以上が使用しているといわれるコードに変更するので,オープンなものになると考えられる。

## 重点検討対象契約3について

いずれも予定価格の算出が高すぎたのではないか。

予定価格については、定価証明や物 価資料等を参照し、過去の同種実績を 考慮するなどして算出しているところ、 本件予定価格の積算についても、過去 に同種調達した際の値引率を採用して おり、妥当なものと考えている。

#### 重点検討対象契約4~6について

小型催涙弾の調達について,応 札者数が1者であり,落札率99 %となっている理由は何か。 応札者が1者であるのは,取扱業者は複数社存在するが,結果として1者しか応札しなかったからであり,また,落札率が高いのは,過去に同種調達をした実績に基づき予定価格を算定したことで市場価格と近似したからであると思われる。

## 重点検討対象契約7について

応札者が1者だけというのは, 特殊な仕様を要求しているからで はないか。 特殊な仕様はなく、技術的には複数 者の入札参加が可能と思われるが、既 存システムとの接続作業があるため、 他の応札者がリスクが大きいと判断し、 参加を見合わせたのではないかと思わ れる。

### 重点検討対象契約8について

調達の必要性は何か。

保管している最高裁判所民事裁判例 集の使用頻度が高く, 古くなったもの や破損しているものが多いため, 電子

化して保存し、活用することとしたものである。

また、市販の裁判例集データの情報 量では、業務に必要な情報が不足して いるため、独自に調達したものである。

# <委員からの意見具申等>

今回審議した契約については、おおむね適正に処理されているものと思われる。

## <次回の開催について>

平成21年10月に第6回を実施することとした。

審議の対象契約は、法務本省等が平成21年4月から平成21年7月までに締結した契約とすることとした。